

全 L 協事業元第 177 号
令和 2 年 3 月 5 日

正会員 各位

(一社) 全国 L P ガス協会

新型コロナウイルス感染防止対策について

標記につきましては、国等の方針、情報や動向等を踏まえ、対策を講じられ
ていると存じます。

当協会におきましても、L P ガス供給・保安、スタンド事業等における当面
の感染防止対策の概要を別紙に作成いたしましたので、参考にしていただくと
ともに、都道府県協会におかれましては、会員に対し、直接会員におかれまし
ては、従業員等関係者に対しご周知くださいますようお願ひいたします。

また、関係者に感染が確認された場合に備え、協会、販売事業者、スタンド
事業者におかれては L P ガスの安定供給・保安の確保等業務の維持継続のため
の体制を準備し、万が一の際にはそれに則して対応を行うよう、併せて関係各
位にご周知いただくようお願ひいたします。

なお、別添の厚労省啓発資料「新型コロナウイルスを防ぐには（2020年
2月25日改訂版）」をご参照ください。

以 上
(発信手段: Eメール)
(担当: 保安部 伊藤、渡辺、事業推進部 堀江、笠間)

別 紙

新型コロナウイルス感染防止対策（概要）について

1. 都道府県協会

- ・マスクの着用、事務所への入館・入室時のアルコール消毒を徹底する。
- ・事務所、会議室等の換気を頻繁に行う。
- ・会議は、外部開催を避けるとともに、事務局内で行う場合でも、時間短縮や会議出席者の絞り込みを行うなど、極力、大人数での会議は避ける。
- ・時差出勤、テレワークを導入する。
- ・協会で開催するイベント等について、イベントの必要性の見直し及び開催する場合の感染拡大防止策を実施する。
- ・来局者等との面談や関係先との会合等についても、延期可能なものは延期し、電話やメール等の連絡手段で済ませるなど、外出の機会を少なくする。
- ・職員（同居家族を含む）に発熱等の風邪症状が見られる場合は、速やかに責任者等に報告し指示を受ける。
- ・当該事務所にて感染者が発生した場合には、当面の業務の停止や消毒等の適切な措置を講じた後に業務を再開する。
- ・会員事業者の感染が確認され、事業の運営等に支障が懸念される場合には、系列事業者または協会に連絡を行うよう会員に周知するとともにその際に対応が図れるようにしておく。
- ・今後、厚生労働省や地方公共団体等が発表している情報や動向等を注視して対応する。
- ・今後、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、必要に応じて見直す。

2. L P ガス販売事業者

- ・マスクの着用、社内への入館・入室時のアルコール消毒を徹底する。
- ・事務所、会議室等の換気を頻繁に行う。
- ・社内会議について、外部開催を避けるとともに社内で行う場合でも、時間短縮や会議出席者の絞り込みを行うなど、極力、大人数での会議は避ける。
- ・時差出勤、テレワークを導入する。
- ・自社で開催するイベント等について、イベントの必要性の見直し及び開催する場合の感染拡大防止策を実施する。
- ・お客様や取引先等との面談や関係先との会合等についても、延期可能なものは延期し、電話やメール等の連絡手段で済ませるなど、外出の機会を少なくする。
- ・保安業務の万全を期すとともに、配送、メーター検針、保安点検・調査等に際し、マスクの着用、接客前・接客後のアルコール消毒を徹底する。

- ・必要に応じて、ビニール手袋を着用して作業する。
- ・新型コロナウイルス感染の恐れを理由としてお客様が消費設備調査を拒否される場合は、消費設備調査拒否として取り扱い、その旨の記録を残す。
- ・本人や従業員（同居家族を含む）に発熱等の風邪症状が見られる場合は、速やかに責任者等に報告し指示を受ける。
- ・当該事業所等にて感染者が発生した場合には、当面の業務の停止や消毒等の適切な措置を講じた後に業務を再開する。
- ・事業所の業務を停止した場合には、速やかに所属都道府県ＬＰガス協会に報告を行う。
- ・厚生労働省や地方公共団体等が発表している情報や動向等を注視して対応する。
- ・今後、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、必要に応じて見直す。

3. L P ガススタンド事業者

- ・マスクの着用、接客前・接客後のアルコール消毒を徹底する。
- ・事務所、会議室等の換気を頻繁に行う。
- ・社内会議について、外部開催を避けるとともに社内で行う場合でも、時間短縮や会議出席者の絞り込みを行うなど、極力、大人数での会議は避ける。
- ・時差出勤を導入する。
- ・自社で開催するイベント等について、イベントの必要性の見直し及び開催する場合の感染拡大防止策を実施する。
- ・お客様や取引先等との面談や関係先との会合等についても、延期可能なものは延期し、電話やメール等の連絡手段で済ませるなど、外出の機会を少なくする。
- ・お客様用のアルコール消毒容器をお客様が使用しやすい場所に可能な範囲で用意する。
- ・充填等に際し、マスクの着用、接客前・接客後のアルコール消毒を徹底する。
- ・必要に応じて、ビニール手袋を着用して作業する。
- ・本人や従業員（同居家族を含む）に発熱等の風邪症状が見られる場合は、速やかに責任者等に報告し指示を受ける。
- ・当該事業所にて感染者が発生した場合には、当面の業務の停止や消毒等の適切な措置を講じた後に業務を再開する。
- ・厚生労働省や地方公共団体等が発表している情報や動向等を注視して対応する。
- ・今後、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、必要に応じて見直す。

以上

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ

けんたいかん
（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫 感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触 感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳工チケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人込みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>